

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第7回人と動物の共生社会推進懇話会（書面開催）		
事務局 (担当課)		生活衛生課 電話042-769-8347（直通）		
開催日		令和3年2月16日（火）～2月22日（月）		
出席者	委員	8人（別紙のとおり）		
	その他	—		
	事務局	—		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面会議のため		
会議次第		<p>議題等</p> <p>(1) 風水害時のペット同行避難に関する飼い主向け啓発チラシについて</p> <p>(2) 動物愛護に係る福祉分野との連携について</p> <p>(3) 保護猫の一時預かり制度について</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 動物愛護センターの整備検討について 		

経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の意見、●は事務局の説明)

(懇話会を書面等で行った理由)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員等が一堂に会する方法により会議を開催することが困難であったため、意見の集約方法等について事前に取り決めを行い、書面により委員の意見を求めることにより会議の開催に代えることとした。

(1) 風水害時のペット同行避難に関する飼い主向け啓発チラシについて

- チラシのイラストに合わせて、文言を「ケージ」ではなく「ペット用キャリー」にしてはどうか。
- 適切なケージの大きさについて記載があるとよい。
- 「ケージへの掛布」ではなく、バスタオルや子供用毛布等、出来るだけ細かいアドバイスが必要ではないか。また、非常用物品は、壊れていないか日常点検も必要であると思う。
- キャリーとは別に、折りたたみサークルや小さめのケージを準備する必要があると思う。また、日ごろからケージ等に慣らしておくことも必要である。
- 避難所に自分の持ち物で精一杯と考えられるので、避難所側でもペット用品を準備する必要があると思う。さらに、ペット用のミネラルのっていない飲料水や、各々のスペースを区切れるテントなども必要ではないか。
- 非常用の物品にペット用品も用意する必要があることを周知するのはよいと思う。
- 今、このチラシを出すことに疑問を感じる。検討が必要だと思う。
- コロナ禍の避難所の状況が反映されていない。「新しい生活様式」対応の啓発が必要である。避難所の三密回避が重要で、ソーシャルディスタンスを取らなければならない中で、受け入れ人数の問題があり、避難者全員の収容が困難な状況である。
- 風水害の際に周知されている内容は、ペットの飼い主は、まず垂直避難、親戚・知人宅への避難が第一であり、日ごろから、親戚・知人にペットを連れて避難する可能性がある旨お願いしておく必要があるのではないか。
- 台風19号の際の避難場所のパンク状態を調べる必要がある。相陽中、田名小、田名中、鶴園小、上鶴間公民館等、避難者が殺到していた。総合体育館など、避難場所ではない施設へかなりの人数が移動した。風水害避難場所対応の職員は苦慮したと聞いている。しかも風雨がひどい中、ペットを連れて混雑してい

る避難場所で、軒先にすらケージを置けないかもしれない。ペットを溺れさせるわけにはいかず、限定された空間に余地があるのか検証するなど、現実的に考える必要があると思う。

○風水害避難場所においてペットのケージを置く場所の確保については、教育委員会からの情報も共有する必要がある。風雨をよけることができる場所でも、渡り廊下など生徒がよく使う場所などは、学校再開時に生徒にアレルギーが出ることを避けなければならないという観点から、ペットを置くことについて学校長判断があると聞いている。

○風水害対応の避難場所の場合、避難所運営協議会は動かず、市職員が3人で対応すると聞いている。川の氾濫の恐れがあるときは大勢の住民が避難するので、職員がペットにまで対応できるか、危機管理や避難所担当職員から情報を入手すべきである。

○一般の住民は風水害時に利用できる避難場所があることをあまり認識していないと思う。地震などの災害の避難所と同じと思っている人が多い。

ペット同行は認めるという市の方針があっても、避難所運営協議会が運営する避難所においては、協議会ごとに独自のルールを持っている場合が多く、ペット同行を拒否される可能性もあるので、ペットの飼い主が誤解したり、拡大解釈しないようにチラシを作成する必要がある。

○避難所は何よりも人命優先で対応する場所だという基本姿勢が感じられない。人命を守りながらペットの命も考えるという姿勢が必要だと思う。

●当該チラシは、全国的に風水害時にペットとの同行避難をためらった方が逃げ遅れた事例を受け、ペットが避難の際の不安材料となり人命が失われることがないように、作成したものです。チラシの作成にあたり、関係部局との調整は実施しておりますが、今後とも、必要な調整を行いながら、さらなる同行避難に係る普及啓発を進めてまいります。

(2) 動物愛護に係る福祉分野との連携について

○ペットに関する困りごとは福祉課題を複数抱える世帯の一課題であり、後回しになっている場合もあり、人と動物を地域で包括的に支援する視点が必要である。早期発見、早期対応、再発防止のためには自治会、民生委員、地区社協、高齢者支援センター等の組織力への働きかけも有効かと思われる。また、学童期からの命の教育や、ペットの衝動買いを誘発するような風潮に一石を投じることも市民啓発の点で必要であると思う。

○多頭飼育崩壊発見時の生活衛生課の対応について、環境省のガイドライン骨子案に沿って、「事例に則して、社会福祉部局、警察および動物保護団体等の関係機関・団体と連携して対応」を加えてはどうか。

- 行政の多頭飼育崩壊の認識が甘い。また、多頭飼育崩壊対象として不妊手術を実施する際の条件が厳しすぎる。
- 多頭飼育が社会問題となっているため、生活支援、老人福祉、見守りといった連携が必要である。
- 神奈川県が多頭飼育届出制度を新設して1年以上経つ。義務である届出実態や届出がなく多頭飼育が分かった場合の対応などの経験を参考に、相模原市でも届出制度を義務化をすることで、解決できるケースがあるのではないか。
- 高齢者の多頭飼育崩壊が社会問題となっている。多頭飼育崩壊は、動物の頭数を増やさないことが最も効果的な予防策であるため、生活保護受給者・年金生活者や、崩壊事例の犬猫の不妊去勢手術について無料対応できるシステムは考えられないか。
- 多頭飼育崩壊問題の解決に際し、経済的な支援が必須であるため、助成金枠や寄付制度、貸し出し制度などあらゆる可能性を洗い出し、金銭的な部分に対応できる手段を用意してほしい。
- 保健所と福祉分野、動物愛護ボランティアが連携すれば対応できるものがあるのではないか。
- 交通手段について、動物愛護推進員の活動に動物の送迎支援を含めることは出来ないか。
- 所有者の入院や逮捕などの場合、飼い主が所有権放棄しないと行政機関では收容しないため、ボランティアが対応することになる。行政で一時預かりを行ってほしい。
- 所有者の入院や死亡等、ペットが取り残される問題に対しては、福祉分野との連携が構築されていれば早期発見・早期対応できるため、その前に提案や準備ができるのではないか。
取り残されてしまった場合も、ご家族・相続者・ボランティア等との連携を速やかに行えるよう準備が必要である。
- 收容能力の限界やボランティアの負担については、預かりボランティア制度などの構築や、市からボランティアに譲渡する動物に関して、市ができる事務手続きや搬送などを役割分担することで軽減されるのではないか。
- 多頭飼育崩壊の再発防止については、解決する際、当事者に対し、新たに動物を飼育しない、もしくは飼育頭数の制限・避妊去勢の義務化などについて覚書を交わし継続的に見守り、福祉部局やボランティアとの話し合いなどでペットへの依存による再発を防ぐための、緩和策を探してはどうか。
- 今後に向けて、多頭飼育の早期発見を行うため、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例と同様の10頭以上の犬猫を飼養する場合の届出制度を導入すべきと考える。

神奈川県は10頭以上届出状況でも、届出された犬326頭中87頭が未施術、84頭が施術不明、猫1338頭中258頭未施術、95頭が施術不明となっており、一刻も早く繁殖防止対策を講じられる条例の策定が必要と考える。

○社会福祉部局と連携した情報共有体制の構築は、多頭飼育及び高齢者等の飼育状況、所有者の入院などの早期発見に必須と考える。情報共有することで解決できる内容もあるが、解決策・対応策が提示できなければ情報提供が望めなくなることも懸念される。

○多頭飼育当事者に困り感がないことがままあり、現実にはケアマネジャー、高齢者支援センター、自治会役員等の支援者が頭を悩ませている場合が多いと思われる、地域住民の力を借り課題解決アプローチに取り組みましょうといった切り口の、支援者向けチラシも必要である。

○チラシの、お悩み欄に裏面の「猫の不妊去勢手術をしたい」に該当する悩みとして「ペットに関するお悩みを抱えている方へ」の欄に、「野良猫がやってくるようになった。増えてきて困っている。」も追加してほしい。

「世話が出来なくて、家が糞尿だらけ～」の文言は、本人が感じていなかったり認めたくなかったりする場合があると思うので、「ペットのトイレのお掃除や食器洗いなど、お世話が大変になって出来なくなった」、「ペットにノミやダニがついていて人にも移ってしまった！」など少し柔らかい表現がいいのではないかと。

「手遅れになる前に早めの相談を！！」という文言では、具体的に状況をイメージしにくい。「悩みを解決するために早めの相談を！」や、「問題が大きくなる前に早めの相談を！」といった言葉の方が受け入れやすく、行動に移しやすい気がする。

○相談を促すチラシだけではなく、戸別配布の際はアンケート調査も行ってはどうか。

○チラシに記載する連絡先について、電話連絡だけでなく、SNSでも相談できるようにしてはどうか。

●今後についても、過去に多頭飼育崩壊を起こした方の見守りを実施し、再発を防止するとともに、早期発見、早期解決を目指し、福祉部局等関係部局との連携を進めていきたいと考えております。チラシについては、いただいたご意見を参考に必要な修正を行います。

(3) 保護猫の一時預かり制度について

○一時預かり制度創設に賛成する。

○ボランティアありき、ボランティア頼みの制度とならぬよう、しっかりとした予算投入と、動物愛護センター等の拠点、人件費の確保が必須になると思う。

市提携のペットクリニックが無料で受診できる、相談員を配置するなど厚いフォロー体制の構築が望まれる。

- 家庭での飼育が猫、人間双方の幸福につながるが、登録するボランティアは動物が好きで優しい人が使命感で活動することが多く、精神的に追い詰められることのないよう配慮が求められる。
- 制度導入で期待される効果について、「猫の馴化促進」ではなく、「猫の家庭環境への馴化および社会化の促進」としてはどうか。
- 「導入で期待される効果」について、高齢者が社会貢献につながる活動を行うことによる心の充実や、年齢にかかわらず猫と暮らせるメリットがある。
- 「預かり対象とする保護猫」の【猫の生育段階別の分類】に 4) 元気な高齢猫や、5) 元気なウィルス (FIV、FeLV) 陽性猫を加えたい。
- 市民ボランティアの応募条件について、メリットばかりではなくデメリットも検証し、飼養不適正な応募者に依頼することがないように判断を明確にする必要がある。
- 応募（申請）、チェック表及び実際の依頼は、書面だけでは環境は分からないため、枚方市を参考にし、自宅訪問にて環境確認を行うべきである。猫の場合、特に逸走は避けなければならないので、年齢制限が無いことや飼育経験不問は明記すべきではないと考える。
医療費については、ワクチンなど市が負担する部分の他は一定の負担を条件にして良いと思う。また、万が一猫を死亡させた場合は、その報告内容を定めるべきである。
- ボランティアの募集については、災害時避難等とともに、地域ごとの課題共有、動物福祉に係る啓発を経た市民の意識醸成の上に成り立つシステムであると思う。区ごとの説明会開催や活動についての映像を流すなど、市民が自分のこととして考える機会を増やすことで、ボランティアの応募につながるのではないかと。
- ボランティアに対し飼養に関する講習会を実施すべきである。
- 制度について基本的には賛同するが、「市民ボランティアの募集条件」とは別個に、ボランティアの方への「愛情と責任とは」についてのセミナー受講を準備することを提案する。「愛情と責任」は個人差があるので、私流ではなく、今日的に正しく、共通した「愛情と責任」のあり方を理解してもらうことが大切であると考えます。
- 制度運用にかかる経費等において、特に預かり中にかかる獣医療費については、「ペット保険」をかけるなど、補助があった方が、ボランティアも集まりやすいと思われる。
- 譲渡の際のワクチン・避妊手術実施費用に関しては、十分検討してほしい。

○獣医療の費用の内、ワクチンや駆虫、ウィルス検査代などは子猫等譲渡時に譲受者が費用負担し、それ以外の医療費はボランティア負担（地域猫への協力病院などとの連携ができれば支援も）としてはどうか。

○預かりボランティアが預かる期間は、子猫は短期間だが、成猫以上の猫はケースバイケースになる。

できれば譲渡の難しい高齢猫は、預かりボランティアで一定期間過ごしながらか、譲渡先が見つからなかった場合、また次の預かりボランティアにお願いするなど、なるべく家庭猫に近い飼育が出来るような対応ができないか。病気になるなどケアが必要になった場合は、譲渡対象団体に引き継ぐなど。

○制度導入にあたっての課題について、現在人と動物の共通感染症が問題になっており、特に家庭で猫との感染症の事例が多くみられるため、当該猫が原因となり罹患した場合の連絡網や治療費の負担等をどうするか、事前に明らかにしておいたほうがよい。

●いただいたご意見を参考に、制度の検討を進めてまいります。

(4) その他

(仮称) 動物愛護センターの整備検討について

○今後の動物愛護センターの整備について、相模原市における動物愛護行政が、政令指定都市にふさわしい形で推進されることを期待している。

○「保健所設置以降」から随分年月が経過している。率直に言うと「どれだけの日時を経て精査するのか」という思いである。必要な機能を一度に満たす施設の設置が難しいのであれば、当面の事として、市で使われていない施設を利用するなど準備できないか。

○行財政構造改革プランに記載されている「犬の捕獲等業務委託の見直し（着手済）放浪犬を捕獲する委託業務について、業務の実態に合わせて、仕様等の見直しによる委託費の削減を図ります。」とあるが、どのように変更したのか。動物愛護センターの整備検討に関する記述がない理由が気になるが、行財政構造改革プランを見ると必要経費を従前以下とし、費用対効果の上がる取り組みが求められていることがよく分かった。そこで多頭飼育の問題など放置されてきた対処が必要な問題があることを示すためにも福祉分野との連携が急務であると認識する。現在可能な枠組みで考えるのではなく、理想的な動物行政の在り方を描き、そのために必要な整備を検討すべきである。

●行財政構造改革プランにおける犬の捕獲等委託業務の見直しにつきましては、受託者が用意する特殊車両を2台から1台とするなど、委託費の削減を行います。

以 上

相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	植竹 勝治	学校法人麻布獣医学園 麻布大学	教授	出席
2	大槻 孝夫	一般社団法人 相模原市獣医師会	獣医師	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長	出席
5	大木 恵	相模原市自治会連合会	理事	出席
6	大貫 栄	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 市民活動係長	出席
7	石丸 雅代	たんぼぼの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	森田 真由美	相模原市動物愛護推進員		欠席